

〈訪問看護ステーション 利用料金〉

令和8年6月1日～

| 保険種別                     | 介護保険による訪問看護   | 医療保険による訪問看護  |
|--------------------------|---|--|
| 訪問看護を利用できる方              | 要介護者など介護保険の被保険者で、<br>主治医が訪問看護を必要と認めた方   | 主治医が訪問看護の必要を認めた方<br>①介護保険の対象でない(非該当)の方等<br>②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣<br>が特に定めた疾患や症状の方等<br>③急性増悪等により頻回訪問看護を要する   |
| 訪問回数                     | ケアプランに準ずる   | 厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪時を除き週3回まで  |
| 利用料金<br>(保険適応)           | 費用の1割～3割を負担(1単位=10円)<br><訪問看護費(介護保険対象)><br>20分未満 314単位/回<br>30分未満 471単位/回<br>30分以上60分未満 823単位/回<br>60分以上90分未満 1128単位/回<br>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 294単位/回(20分)<br>※1日3回以上 90/100<br><介護予防訪問看護費(要支援)><br>20分未満 303単位/回<br>30分未満 451単位/回<br>30分以上60分未満 794単位/回<br>60分以上90分未満 1,090単位/回<br>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 284単位/回<br>訪問介護 1日3回以上 90/100 週6回<br>介護予防 1日3回以上 50/100 | 費用の保険割合分に応じた額を負担(1～3割)<br>訪問看護基本療養費Ⅰ(保健師・助産師・看護師 1回30～90分)<br>週3日目まで 5,550円<br>週4日目以降 6,550円<br>(理学療法士等) 5,550円<br>基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で3人以上9人以下の場合)<br>週3日目まで 2,780円<br>週4日目以降 3,280円<br>基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) 8,500円<br>管理療養費 月の初日 7,710円<br>2日目以降 3,010円 |
| 加算<br>(保険適応)<br>※別途任意で契約 | 早朝・夜間加算 単位数の25%<br>深夜加算 単位数の50%<br>初回加算Ⅰ(看護師が退院日退所日に初回訪問) 350単位<br>初回加算Ⅱ 300単位<br>又は退院時共同指導加算 600単位<br>緊急時訪問看護加算 600単位/月  | 乳幼児加算 1,400円<br>厚生労働大臣が定める者は 1,800円<br>夜間早朝訪問看護加算 2,100円<br>深夜訪問看護加算 4,200円<br>長時間訪問看護加算(週1回) 5,200円<br>緊急訪問看護加算 月14日目まで2,650円 月15日目以降2000円  |

|  |  |
|--|--|
| <p>特別管理加算 I 500 単位／月<br/>(在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/<br/>気管チューブ使用/留置カテ)</p> <p>特別管理加算 II 250 単位／月<br/>(在宅指導酸素療法指導管理料を受けている状態、人工肛門等設置、真皮<br/>を超える褥瘡、点滴が<br/>週に 3 回ある等)</p> <p>長時間訪問看護加算 300 単位／回<br/>(特別管理加算 I または II の対象者のみ)</p> <p>ターミナルケア加算 2,500 単位</p> <p>複数名訪問加算 (看護師と看護師同時訪問) 30 分未満 254 単位／回<br/>30 分以上 402 単位／回<br/>(看護師と看護補助者同時訪問) 30 分未満 201 単位／回<br/>30 分以上 317 単位／回</p> <p>サービス提供体制強化加算 I 6 単位／回</p> <p>サービス提供体制強化加算 II 3 単位／回</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 単位数の 5%</p> <p>介護職員等処遇改善加算 1.8%</p> <p>加算の「中山間地域等における小規模事業所」、「中山間地域等に居住する<br/>者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ター<br/>ミナル加算」及び「サービス提供体制強化加算」については、居宅介護サービ<br/>ス費等区分支給限度基準額の算定対象外です。</p> | <p>特別管理加算 I 5,000 円／月<br/>(在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/<br/>気管チューブ使用/留置カテ)</p> <p>特別管理加算(II) 2,500 円／月<br/>(在宅指導酸素療法指導管理料を受けている状態、人工肛門等設置、真皮<br/>を超える褥瘡、点滴が<br/>週に 3 回ある等)</p> <p>退院時共同指導加算 8,000 円<br/>(+特別管理加算の対象者の場合は、特別管理指導<br/>加算) 2,000 円</p> <p>退院指導支援加算 (退院当日) 6,000 円</p> <p>退院指導支援加算 長時間の場合 (退院当日) 8,400 円</p> <p>24 時間対応制加算 6,800 円／月</p> <p>難病等複数回訪問加算 2 回/日の場合 4,500 円<br/>3 回/日の場合 8,000 円</p> <p>訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円</p> <p>複数名訪問加算 (週 1 回)<br/>同一建物内 1 人又は 2 人看護師同行 4,500 円<br/>同一建物内 1 人又は 2 人その他の職種同行 3,000 円</p> <p>訪問看護情報提供療養費 1,500 円／月</p> <p>在宅患者連携指導加算 3,000 円</p> <p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回) 2000 円</p> <p>訪問看護遠隔診療補助料 (1 日につき) 2,650 円</p> <p>訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月</p> <p>訪問看護医療 D×情報活用加算 50 円／月</p> <p>訪問看護物価対応料 (訪問看護療養費に併せて合算、1 日につき)<br/>月の初回の訪問の場合 R8.6~R9.5 60 円<br/>R9.6~ 120 円<br/>月の 2 日目以降の訪問の場合 R8.6~R9.5 20 円<br/>R9.6~ 40 円</p> |
|--|--|

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     |  | 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） R8.6～R9.5 1,830 円<br>R9.6～ 2,880 円   |
| その他 利用料<br>(実費) (例) | 1 時間 30 分以上を超える場合 3000 円<br>(特別管理加算対象者以外の場合)<br><br>・ 死後の処置料 10,000 円            | ・ 超過利用料金(90 分を越える訪問看護)<br>30 分毎・・・・・・・・・・1,000 円<br>・ 営業日以外の時間内の利用料金<br>1 回につき・・・・・・・・・・1,500 円<br>・ 交通費 通常の事業の実地地域以外<br>1 キロメートル当たり・・50 円<br>・ 死後の処置料 10,000 円 |
| キャンセル料 (例)          | 利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その一割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。 |   |
| その他                 | サービス提供に必要な費用 (介護用品)・・・・・・・・・・実費  |   |

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。